

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玉東町長

市町村名 (市町村コード)	玉東町 (433641)
地域名 (地域内農業集落名)	山北南部地区 (西安寺、原倉西、原倉東 全3地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、山間部では温州ミカンなどの果樹、平坦地では区画整理が行われた箇所を中心に稲作、施設野菜の栽培が盛んな地域であるが、イノシシ等の有害鳥獣の被害も多く山間部意を中心に離農が懸念される。当該地域では農業者の離農が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、地域の担い手を確保・育成しつつ、近隣の担い手などを交えて農地を持続的に利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。分散する担い手の農地を集積・集約化を図り効率の向上を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業経営体数:156戸(農林業センサス2020より)※令和2年度

主な作物:果樹、施設野菜、稲作

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	513 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	513 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
果樹等においては基盤整備事業が未整備地区であり、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用するなど、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
熊本県や町、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、生産する農地をあっせん等、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②スマート農業導入に向けて、大区画化・汎用化当に対応できるべく農地整備事業を活用し通信環境の改善や道路拡張を図る。

⑤農地整備や改植事業などによる果樹振興を図り、山林化による荒廃を抑える。

⑦高齢化や人手不足を補うため、農道・水路の維持管理について、地域全体で取り組み環境を整える。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。